

農振除外の手続きは 5月20日まで

農業振興地域整備計画を見直します

町では、豊かな住みよい農村環境を確立するため「平泉農業振興地域整備計画」を策定し、5年ごとに見直しをしています。農地を農地以外の土地に変更するときに必要な「農振除外」の手続きは、原則として計画の見直し時期にしかできません。

平成28年度は、計画の見直し時期に当たることから「農振除外」の手続きなどについてお知らせします。

◎問い合わせ先：農林振興課 ☎46-5564

農振計画のあらまし

農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が定める計画です。

この計画は、農業の振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を総合的に推進する

ことを目的としています。町ではおおむね10年間を見通して計画を定めています。

農振除外とは？

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めており、これを「農用地区域」といいます。農用地区域は、優良な農地の

保全のため、土地基盤整備などの農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限されています。

このため、農用地区域内の土地を農地以外に使用するとき、農用地区域からの除外手続きが必要になります。

この「農用地区域からの除外」のことを一般的に「農振除外」と呼んでいます。

農振除外できる土地

次の要件をすべて満たした場合に限り、農振除外をすることができます。

- ◎除外の条件
- ①農用地区域以外に代替する土地がないこと

今後5年間は農振除外できません

受付期間を過ぎると農業振興地域整備計画の見直しが始まり、今後5年間は原則として農振除外ができません。今後5年間に農地転用の予定がある人は、5月20日(金)までに手続きを済ませてください。

今回の見直しで農振除外が認められた場合、具体的に農地を農地以外の目的で利用することができるのは、平成29年4月以降となります。

また場所によっては、農振除外できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



上空から見た町内の農地

甲状腺検査費用の一部を助成します

子どもの健康管理と放射線による健康影響に対する町民の不安の軽減を図るため、甲状腺検査費用の一部助成を行っています。

検査の申し込みをされ、まだ検査を受けていない人は保健センターにお問い合わせください。

- 対象者
 - 平成23年3月11日時点で町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されていた18歳以下の人(平成4年4月2日から24年4月1日までの間に生まれた人)
- 助成となる検査内容
 - 甲状腺超音波検査

■助成回数

実施期間中1人につき1回

■助成金額

対象者1人につき3千円(上限)

■実施期間：30年3月31日まで

■検査実施機関

町が委託した医療機関

■その他

検査結果において何らかの所見が見られた際には、経過観察や治療が必要になる場合があります。その際には保険診療となります。

■問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

28年度浄化槽設置整備事業を受け付けます

町では、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する人に、その費用の一部を補助しています。

■設置枠予定数：14基

※ 国・県の予算により基数が減る場合があります。

■補助内容・補助金額

▽5人槽：37万5千円

▽7人槽：50万円

▽10人槽：65万5千円

※ 公共下水道事業区域や農業集落排水事業区域に住んでいる人は補助対象外となります。

■申込期間：3月22日(火)～

■申し込み方法

浄化槽設置を計画している人は、申し込み同意書を持参し、建設水道課へ提出してください。郵送、ファックスなどでの提出は不可です。

※ 先着順で受け付けをします。予算を超過した場合、受け付け済みであっても補助を受けられない場合があります。

※ 同意書は建設水道課窓口設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

■問い合わせ先

建設水道課 ☎46-5569

「インバウンド研修会」を開催します

町では、震災以降、大幅に増加している外国人観光客の誘致や受け入れ態勢整備の一環として、「インバウンド研修会」を開催します。

■日時：3月4日(金) 18時～20時

■場所：平泉商工会2階会議室

■講師：(株)JTBグローバルマーケティング&トラベル営業企画部

地域交流推進部長 阿部昌孝さん

■内容：「なぜ、今インバウンド観光

なのか？」

■問い合わせ先：平泉観光推進実行委員会 ☎46-5564



講師を務める阿部さん

ニホンカモシカは「国の特別天然記念物」です

ニホンカモシカは本州・四国・九州に生息する日本固有の野生動物です。ウシ科に属する草食動物で灰色の長い体毛に被われ、成獣は頭に2本の短いツノがあります。

生息数の減少から絶滅が危ぶまれた昭和30年に文化財保護法で国の特

別天然記念物に指定され、捕獲や飼育は法律で禁止・制限されています。またカモシカを見かけたときは、左記のような対応をお願いします。

■問い合わせ先

平泉文化遺産センター ☎46-4012

カモシカ発見！ こんなときは どんな対応を したらいいの？



ニホンカモシカの様子	適切な対応	対処方法
元気に動き、歩いているとき	しばらく見守る	<ul style="list-style-type: none"> ▷ニホンカモシカに近づいたり、帰り道をふさいだり、驚かせたりしないでください。 ▷ほとんどの場合、時間が経てば山のすみに帰ります。
ぐったりしげがや病気が思われるとき	文化遺産センターへ連絡	▷職員が様子を観察し、必要に応じて山に帰すなどの対応を行います。
まったく動かないとき	文化遺産センターへ連絡	▷現場確認や記録保存を行った後、職員が現場から搬出します。
子どものニホンカモシカが歩いているとき	優しく見守る	<ul style="list-style-type: none"> ▷姿が見えなくても、親のニホンカモシカが近くにいるかも知れません。 ▷人の手で保護すると、野生に戻れなくなる恐れがあります。